

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

代表取締役
社長執行役員

鈴木文雄

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年6月25日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第58期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nihonkohden.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が国内外の実体経済にも影響を及ぼし、景気の後退局面が明らかとなりました。医療機器業界においても、米国の病院における医療機器購入の見送り、ロシアや一部の国における需要の縮小など、海外を中心に景気悪化の影響が顕在化しました。

このような状況下、当社グループは、3ヵ年中期経営計画「SPEED UP II」の諸施策を鋭意実行し、経営基盤および経営体質の強化に取り組みました。

商品面では、医療の安全確保、業務効率の改善に寄与する商品の開発に注力し、不整脈解析精度を向上させ、アラーム管理機能を充実させた生体情報モニタの新シリーズを相次いで発売しました。また、診断薬用の抗体作成技術に強みを持つ「㈱日本バイオテスト研究所」、睡眠脳波解析技術に強みを持つ米国の「ニューロトロニクス㈱」を子会社化し、技術力の強化を図りました。さらに、自社製AEDの販売や海外事業の拡大に対応するため富岡工場の生産体制を強化するとともに、インドでの検査試薬の現地生産を開始しました。中国では、販売子会社「日本光電貿易(上海)有限」を設立、生産子会社「上海光電医用電子儀器有限」を完全子会社化するなど、事業基盤の強化を図りました。また、業務効率化のためのERP導入、業容拡大に向けた人員増強を進めました。

これらの結果、当期の売上高は前期比4.1%増の1,091億2千3百万円となりました。利益面では、売上構成の変化等により粗利率が低下しました。また、設備投資や人員増強などの先行投資費用、株式市場低迷による退職給付費用の増加もあり、営業利益は前期比17.4%減の81億6百万円、経常利益は前期比20.0%減の76億4千万円、当期純利益は前期比18.1%減の46億1千万円となりました。

第1表 売上高・営業利益・経常利益・当期純利益

区 分	前 期 (平成20年3月期)	当 期 (平成21年3月期)	前 期 比
	百万円	百万円	%
売 上 高	104,825	109,123	104.1
営 業 利 益	9,817	8,106	82.6
経 常 利 益	9,545	7,640	80.0
当 期 純 利 益	5,631	4,610	81.9

<市場別の状況>

国内市場においては、医療従事者向けにバイタルサインを題材とする共催セミナーや医療機器の安全管理に関する講習会を実施するなど病院の医療の質と安全確保に向けたサポートに注力するとともに、AEDの普及やPOCT（※1）市場の成長といった市場環境の変化に対応した新たな取り組みが功を奏し、全般的に好調に推移しました。病院市場では、医療用品やシステム製品が好調に推移したほか、生体計測機器や生体情報モニタも堅調でした。また、「その他」商品群の画像診断装置やPOCT商品も伸長しました。公共施設や学校、民間企業向けのPAD（※2）市場では、従来の直接販売に加え、協力企業による間接販売体制を強化したことにより、AEDの売上が伸長しました。この結果、国内売上高は前期比10.4%増の874億2百万円となりました。

海外市場においては、米州および欧州が、前期の大口商談の反動や円高による為替換算上の目減りに加え、景気後退の影響から低調に推移しました。アジア州では、事業基盤の強化を進めた中国での売上が好調でした。商品面では、治療機器は前期実績を上回りましたが、生体計測機器、生体情報モニタ、医療用品、血球計数器の売上は減少しました。この結果、海外売上高は前期比15.4%減の217億2千1百万円となりました。

（※1）Point of Care Testing

（※2）Public Access Defibrillation/一般市民によるAEDを用いた除細動

<商品群別の状況>

〔生体計測機器〕国内では、脳神経系群が堅調だったほか、ポリグラフ群が好調に推移したものの、心電計群は前期実績を下回りました。海外では、脳神経系群、心電計群ともに前期実績を下回りましたが、特に、米州、欧州で脳波計が低調でした。この結果、売上高は前期比1.1%減の168億1千1百万円となりました。新商品としては、筋電図・誘発反応測定装置、入浴可能な防水型ホルター心電計などがあります。

〔生体情報モニタ〕国内では、臨床情報システムが好調だったほか、ベッドサイドモニタや医用テレメータも新商品効果で売上を伸ばしました。海外では、前期の中南米での大口商談の反動に加え、米国での販売が景気後退の影響から低調に推移し、米州での売上が大幅に減少しました。この結果、売上高は前期比8.4%減の200億3千9百万円となりました。新商品としては、セントラルモニタ、医用テレメータ、ベッドサイドモニタなどがあります。

〔治療機器〕国内では、AEDが順調に売上を伸ばしたほか、医療施設・救急車向けの除細動器が新商品効果で好調でした。人工呼吸器も堅調に推移しましたが、ペースメーカは前期比ほぼ横ばいとなりました。海外では、医療施設・救急車向けの除細動器がアジア州で好調でした。この結果、売上高は前期比14.1%増の181億6百万円となりました。新商品としては、救急車搭載用除細動器、コンパクト型除細動器などがあります。

〔医療用品〕国内では、センサ類やAED用電極パッドなどの消耗品が好調に推移したほか、保守契約も伸長しました。海外では、前期の中南米での大口商談の反動により、消耗品の売上が大きく減少しました。この結果、売上高は前期比4.8%増の347億9千8百万円となりました。新商品としては、柔らかい素材を使った血圧カフなどがあります。

[その他] 国内では、システム製品が好調に推移したほか、画像診断装置やPOCT商品も伸長しました。海外では、前期の欧州での大口商談の反動により、血球計数器が低調でした。この結果、売上高は前期比14.9%増の193億6千7百万円となりました。

なお、売上高を商品群別に分類すると次のとおりです。

第2表 商品群別売上高

区 分	売 上 高	前 期 比	構 成 比
	百万円	%	%
生 体 計 測 機 器	16,811	98.9	15.4
生 体 情 報 モ ニ タ	20,039	91.6	18.4
治 療 機 器	18,106	114.1	16.6
医 療 用 品	34,798	104.8	31.9
そ の 他	19,367	114.9	17.7
合 計	109,123	104.1	100.0
う ち 国 内 売 上 高	87,402	110.4	80.1
う ち 海 外 売 上 高	21,721	84.6	19.9

(2) 対処すべき課題

世界的な金融危機の影響が日米欧のみならず新興国にも波及し、世界同時不況の様相を呈しています。各国とも金融政策や財政出動を打ち出していますが、その効果は不透明であり、景気回復には時間を要すると思われま。医療機器業界においても、海外を中心に景気悪化に伴って医療機器の需要が減少しており、厳しい経営環境が続くと想定されます。

このような急激な経営環境の変化に対応するため、当社グループは、引き続き3ヵ年中期経営計画「SPEED UP II」を推進するとともに、2つの追加策を実施します。

① 急激な経営環境の変化への対応

短期的な収益改善策として、コストダウンの加速や在庫削減の徹底、自社商品販売の推進により粗利率の向上に努めるとともに、全社的な経費削減活動を推進します。また、中期的な取り組みとして、グローバル事業の推進強化を主導する社長直属の委員会「コロンブス・コミッティ」を立ち上げ、急激な世界経済の悪化に早急に対処するとともに、グローバルカンパニーとしての体制・体質強化を図ります。

② 3ヵ年中期経営計画「SPEED UP II」の推進

平成21年度は中期経営計画の最終年度にあたりますが、経営ビジョンとして掲げた「医用電子機器メーカーとしてのグローバルブランドの確立」に向けて、諸施策を着実に実行し、引き続き企業価値・株主の利益の向上を図る所存です。なお、平成24年度を目途とした長期経営目標につきましては、今後の経済情勢を慎重に見極めた上で、平成22年度からスタートさせる新中期経営計画の策定と合わせ、再検討する予定です。

商品戦略では、当社の基盤技術であるセンサ技術や信号処理技術、無線技術、I T・ネットワーク技術を強化し、診断・治療・医療安全・業務効率の改善に寄与する高付加価値商品をタイムリーに提供します。また、産官学連携や他社とのアライアンスにより、開発の効率化や新分野の技術開発を進め、新規事業の創出に注力します。

生産・流通戦略では、グローバルな事業展開を支えるための生産体制の強化、品質の確保を進めるとともに、コストダウン、納期短縮、在庫削減を推進します。

国内販売戦略では、地域医療の核となる急性期病院とかかりつけ医における市場シェアを高め、修理・保守サービスや消耗品ビジネス等、商品納入後のランニング事業の強化を図ります。公共施設や学校、民間企業向けのP A D市場ではA E Dの普及を促進するとともに、ランニング事業を推進します。また、サービス体制を強化し、医療の安全確保に貢献することで、顧客満足度の向上を図ります。

海外販売戦略では、米州、欧州、アジア州の3極販売体制を基本に、直轄販売網と代理店網との連携強化を図ります。また、「コロンブス・コミッティ」が中心となり、北米事業の推進、中国事業の強化等の具体策を実行していきます。

以上の諸課題に全力で取り組み、企業価値・株主価値の向上を目指します。

(3) 設備投資等の状況

当期は、総額46億4千5百万円の設備投資を実施しました。主な内容は、工場設立、金型、測定器、機械装置、I T機器、業務用ソフトウェアなどの取得です。

(4) 資金調達の状況

設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 55 期 (平成18年3月期)	第 56 期 (平成19年3月期)	第 57 期 (平成20年3月期)	第 58 期 (当 期) (平成21年3月期)
売 上 高 (百万円)	90,367	96,679	104,825	109,123
経 常 利 益 (百万円)	8,083	8,448	9,545	7,640
当 期 純 利 益 (百万円)	5,788	5,052	5,631	4,610
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	128.56	114.12	128.01	104.94
総 資 産 (百万円)	73,510	75,894	80,630	80,479
純 資 産 (百万円)	45,540	48,864	51,814	53,569
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,025.40	1,101.41	1,170.31	1,219.06

- (注) 1. 第55期においては、海外市場が好調だった一方、子会社清算に伴う税負担軽減等の反動により、増収減益となりました。
2. 第56期においては、海外市場の好調や為替差益の寄与があった一方、子会社清算に伴う税負担軽減等の反動により、増収減益となりました。
3. 第57期においては、海外市場が好調だったことに加え、自社品売上比率の向上などにより粗利率が改善したことから、増収増益となりました。
4. 第58期については、「事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
日本光電北海道株式会社	90百万円	100	医 用 電 子 機 器 販 売
日本光電東北株式会社	120百万円	100	〃
日本光電東関東株式会社	125百万円	100	〃
日本光電北関東株式会社	91百万円	100	〃
日本光電東京株式会社	149百万円	100	〃
日本光電南関東株式会社	97百万円	100	〃
日本光電中部株式会社	140百万円	100	〃
日本光電関西株式会社	202百万円	100	〃
日本光電中四国株式会社	175百万円	100	〃
日本光電九州株式会社	80百万円	100	〃
日本光電アメリカ株式会社	4,741千米ドル	100	〃
日本光電ヨーロッパ有限会社	2,500千ユーロ	100	〃
日本光電フランス有限会社	1,000千ユーロ	(100)	〃
日本光電イベリア有限会社	850千ユーロ	(100)	〃
日本光電イタリア有限会社	25千ユーロ	(100)	〃
日本光電貿易(上海)有限公司	9百万人民元	100	〃
日本光電シンガポール株式会社	100千Sドル	100	医 用 電 子 機 器 販 売 促 進
日本光電コリア株式会社	200百万ウォン	100	〃
日本光電富岡株式会社	496百万円	100	医用電子機器・トランスの製造、当社製品の保管・運送
株式会社ベネフィックス	20百万円	55	医療情報システム製品製造・販売
株式会社日本バイオテスト研究所	10百万円	100	診断薬用抗体の製造・販売
上海光電医用電子儀器有限公司	5,145千米ドル	100	医用電子機器製造・販売
N K U S ラボ株式会社	500千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 開 発
メディネット光電医療軟件(上海)有限公司	250千米ドル	100	医用電子機器用ソフトウェア開発
ニューロトロンクス株式会社	100千米ドル	100	〃
日本光電フィレンツェ有限会社	1,200千ユーロ	100	医用電子機器用の試薬製造・販売
Spain日本光電ダイアグノスティクス株式会社	12百万ルピー	55	〃
日本光電サービス株式会社	480百万円	100	医用電子機器修理・保守および部品販売
株式会社イー・スタッフ	20百万円	100	グループ総務関連・派遣業務

(注) 当社の議決権比率の()書きは、日本光電ヨーロッパ(株)の保有する議決権比率を示しています。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は29社です。持分法適用会社は㈱コンコルド電子工業の1社です。連結決算の概要は、「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりです。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医学と工学との境界技術を開発して、それに関連した高水準の医用電子機器およびシステムの製造・販売ならびに保守・修理等の事業活動を展開しています。

区 分	内 容
生 体 計 測 機 器	脳波、心電図、血圧、呼吸などの生体現象を計測記録する機器（脳波計、誘発電位・筋電図検査装置、心電計、ポリグラフ、呼吸機能検査装置など）および診断情報システムなど
生 体 情 報 モ ニ タ	集中治療室、手術室、一般病棟等で、心電図、呼吸、SpO ₂ （動脈血酸素飽和度）、NIBP（非観血血圧）等の生体情報を連続的にモニタリングする装置（セントラルモニタ、ベッドサイドモニタなど）および臨床情報システムなど
治 療 機 器	除細動器、AED（自動体外式除細動器）、心臓ペースメーカー、人工呼吸器、患者加温システムなど
医 療 用 品	記録紙・電極・試薬などの消耗品、カテーテル、保守パーツなど
そ の 他	血球計数器、救急用伝送装置、携帯型救急モニタ、超音波診断装置、トランスなど

(8) 主要な営業所および工場

営業所：当社のほか、国内市場については販売子会社10社が、海外市場のうち北米・欧州・中国市場については販売子会社6社が販売活動をしています。また韓国市場については韓国の子会社が、アジア（除く中国、韓国）・オセアニア市場についてはシンガポールの子会社が販売促進活動を行っています。

工 場：当社川本工場（埼玉県深谷市）

日本光電富岡㈱（群馬県富岡市）

上海光電医用電子儀器(有)（中国 上海市）

日本光電フィレンツェ(有)（イタリア フィレンツェ）

スパン日本光電ダイアグノスティクス㈱（インド スーラト）

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
国内会社	3,065[410] 名	+114名
海外会社	487[18]	+71
合 計	3,552[428]	+185

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。）です。
2. 従業員数欄の「外書」は、臨時従業員（非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイマ）の平均雇用人員です。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	873
ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア	465
しののめ信用金庫	300
株式会社みずほ銀行	229

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 45,765,490株（自己株式1,830,850株を含む）

(2) 株主数 8,083名（前期末比1,784名増）

(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,017,400	9.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,208,100	7.30
株式会社埼玉りそな銀行	2,096,875	4.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	2,031,800	4.62
東芝メディカルシステムズ株式会社	1,990,000	4.52
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	1,361,500	3.09
富士通株式会社	1,063,779	2.42
日本興亜損害保険株式会社	974,748	2.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	862,565	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティインベストメンツ株式会社信託口）	600,000	1.36

(注) 当社は、自己株式1,830,850株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位、担当および他の法人等の代表状況等	氏 名
代表取締役 会長執行役員	荻野和郎
代表取締役 社長執行役員	鈴木文雄
取締役専務執行役員 (技術担当)	原澤栄志
取締役専務執行役員 (管理統括部長)	白田憲司
取締役常務執行役員 (海外事業本部長)	上平田利文
取締役常務執行役員 (経営企画室長)	赤羽武
※取締役上席執行役員 (日本光電富岡㈱代表取締役社長)	伊澤敏次
※取締役上席執行役員 (日本光電東京㈱代表取締役社長)	塚原義人
※取締役上席執行役員 (営業本部長)	田村隆司
常勤監査役	斉藤久
※常勤監査役	松島武志
監査役	青木邦泰
監査役 (慶應義塾大学教授、弁護士)	加藤修

- (注) 1. 監査役のうち青木邦泰、加藤修の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 2. 上表※印の各氏は、平成20年6月27日開催の第57回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
 3. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりです。
 (平成20年6月27日退任)
 取締役専務執行役員 中田秀明(任期満了による退任)
 取締役常務執行役員 篠崎國雄(任期満了による退任)
 常勤監査役 伊地知温威(辞任による退任)
 4. 当社は、執行役員制度を導入しています。取締役を兼務していない執行役員は、平成21年3月31日現在、次のとおりです。

会社における地位、担当および他の法人等の代表状況等	氏 名
上席執行役員 (業務統括部長)	杉山雅己
上席執行役員 (用品事業本部長)	土井治人
執行役員 (荻野記念研究所長)	武田朴
執行役員 (日本光電サービス㈱代表取締役社長)	熊田俊生
執行役員 (技術推進センタ所長)	荒金昌晴
執行役員 (商品事業本部長)	会田洋志
執行役員 (生体情報技術センタ所長)	中川辰哉
執行役員 (品質管理統括部長)	黛利信
執行役員 (総務人事部長)	田中栄一

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	11名	291百万円
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	55百万円 (13百万円)
合 計	16名	347百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額（平成19年6月定時株主総会決議）：年額 400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役使用人分は含まない。）
株主総会の決議による監査役報酬限度額（平成19年6月定時株主総会決議）：年額 80百万円以内
2. 上記の支給人員には、平成20年6月27日開催の第57回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでいます。
3. 役員退職慰労金制度廃止に伴い、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会において、退職慰労金を打ち切り支給すること、およびその支給時期は各役員の退任時とすることを決議しました。これにより取締役8名、監査役4名に対する打ち切り支給額を長期未払金に計上しました。
当期中に退任した取締役および監査役に支給した退職慰労金は次のとおりです。
取締役 2名 64百万円
監査役 1名 4百万円 計 69百万円
当該退職慰労金は長期未払金の取り崩しによる支払いのため、上記支給額には含めていません。
4. 上記の取締役に対する支給額には、使用人兼務取締役の使用人相当額21百万円は含めていません。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 青木邦泰

(a) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(b) 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

(c) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(d) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会22回のうち21回に出席、監査役会25回の全てに出席し、議案の審議等において適宜必要な発言を行っています。

(e) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

② 監査役 加藤 修

(a) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(b) 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

(c) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(d) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会22回のうち20回に出席、監査役会25回のうち24回に出席し、議案の審議等に際して適宜必要な発言を行っています。

(e) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為を為したと判断される場合、その他当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合は、解任または不再任の議案を株主総会に提出することを検討いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

公正で適切な企業活動を推進するため、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」およびコンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」を、啓蒙・研修を通じて役員・社員等に周知徹底します。

コンプライアンス委員会および各部門・各子会社のコンプライアンス推進者は、コンプライアンスの確実な実践を推進します。

コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける社内通報システムを運営し、不正等の早期発見と是正に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規定に従い、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務の健全かつ円滑な運営の確保に資するため、リスク管理規定に従い、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理する体制を構築し、実効性の高い運用を行います。

グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについては、リスク毎に定めるリスク管理部門が対応します。

緊急の事態が発生した場合は、別途定めた社内規定に従い対処します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

全取締役で構成する経営会議を原則月3回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めます。

執行役員制度により、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離し、それぞれの機能強化を図ります。

社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。

⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ全てに適用する「日本光電行動憲章」に基づいて定めた諸規定に従い、経営管理します。

当社内部監査部門が当社および子会社の内部監査を実施します。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会事務局は、監査役会の求めまたは指示により、監査役の職務の遂行を補助します。
監査役会事務局所属員の人事異動については、監査役会の同意を得ます。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査役会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、職務執行に関し重要な法令・定款違反および不正行為の事実ならびに内部監査の結果を、遅滞なく報告します。
前記に関わらず、監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができます。
監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を把握します。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役および監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換します。
監査役は、当社および子会社の監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、緊密に連携します。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、株主の皆様が大量買付行為に応じられるかどうかは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社取締役会や株主の皆様に必要な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益を毀損するものがある可能性も否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えています。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、昭和26年の創業以来、「エレクトロニクスで病魔に挑戦」をモットーに、医用電子機器のトップメーカーとして数々の医療機器を世界中の医療機関に提供してきました。さらに高齢社会の訪れや疾病構造の変化等を踏まえ、臨床医療の場だけでなく、救急医療や在宅医療・介護、健康増進等の分野にも事業活動の場を広げています。

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に、社員の豊かな生活を創造する」を経営理念とし、商品、サービス、技術、財務体質や社員の質など全てにおいて、お客様はもとより、株主の皆様、取引先、社会から認められる企業として成長し続け、信頼を確立することを目指しています。

当社は、上記の経営理念に基づき、平成19年度から3ヵ年中期経営計画をスタートさせました。新中期経営計画では、前中期経営計画のテーマ「経営体質・経営基盤の強化による高収益体質の確立」および経営ビジョン「医用電子機器メーカーとしてのグローバルブランドの確立」を堅持し、諸施策を着実に実行していきます。同時に、全体最適を重視したERPの導入による業務の効率化、社長直属の委員会「コロンブス・コミティ」の立ち上げによるグローバル事業の推進の強化を図ることにより、高収益体質の確立に努め、引き続き企業価値・株主共同の利益の向上を図っていく所存です。

また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会において取締役員数の18名以内から12名以内への削減、および取締役任期の1年への短縮を承認いただきました。

③ 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（あらかじめ当社取締役会の賛同を得ているものは除き、市場取引、公開買付等の買付方法の如何を問わず対象とします。以下、「大量買付行為」といいます。）に対する基本ルール（以下、「本基本ルール」といいます。）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会でご承認いただきました。

当社が営む医療機器事業においては、医療現場に密着して顧客である医師・看護師・技師の方々や患者さんのニーズを把握し、ユーザオリエンテッドに徹した商品をタイムリーに開発・提供し続けることが不可欠です。当社は、創業以来蓄積された専門的な知識・ノウハウや豊富な経験を継承するとともに、産官学連携等を通じて築かれた国内外の顧客との良好な協力関係を維持することによって、技術開発力の強化を図り、国際競争力のある付加価値の高い商品の提供に努めてきました。また、長年の事業活動を通じて培った顧客、株主の皆様、取引先、その他の関係者の皆様からの信頼は、「日本光電」ブランドとして何物にも替えがたい当社の貴重な財産となっています。

当社としましては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、大量買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等のためには、上記のような当社の事業特性に関する十分な理解が不可欠と考えています。そのため、当社株式の大量買付行為が行われる場合には、大量買付者から必要かつ十分な情報を提供いただいた後、当社の事業特性を十分に理解している取締役会がこ

れを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者と提案条件の改善について交渉し、あるいは株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

上記を踏まえ、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大量買付行為が行われる場合の 절차를明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保するため、本基本ルールを導入いたしました。

本基本ルールでは、大量買付者に対し、大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供および本基本ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、当社社外監査役、社外有識者から構成される独立委員会が、大量買付提案の内容や当社取締役会の代替案について検討し、大量買付行為に対する対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、大量買付者等が本基本ルールを遵守しなかった場合、または当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合など本基本ルールに定める要件に該当すると判断した場合は、その決議により、対抗措置を発動して新株予約権を発行する場合があります。新株予約権には、大量買付者等は権利を行使できないという行使条件、および大量買付者等以外の株主の皆様には、当社取締役会が別途定める一定の行使期間に新株予約権1個につき当社株式1株と引き換えられる旨の条項等が付されます。また、買付提案の内容や当社取締役会の意見、独立委員会の意見書の内容、対抗措置の発動等については、適時・適切に情報開示を行います。本基本ルールの有効期間は、平成21年度決算終了後最初の定時株主総会（平成22年6月開催予定）終結の時までです。

なお、本基本ルールの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成19年5月18日付「当社株式の大量買付行為に対する対応方針（買収防衛策）について」をご参照ください。

(<http://www.nihonkohden.co.jp/news/pdf/07051804.pdf>)

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の平成19年度から平成21年度までの3ヵ年中期経営計画は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための具体的方策として推進しており、当社の基本方針に沿うものです。

また、本基本ルールは、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として導入しており、当社の基本方針に沿うものです。本基本ルールでは、取締役会の恣意的判断を排除するため、合理的な客観的発動条件を設定し、客観的発動条件に該当しない場合には、たとえ当社取締役会が大量買付行為に反対であったとしても、対抗措置の発動は行わないこととしています。また、独立委員会を設置し、対抗措置発動の際にはその意見を最大限尊重すると定めており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。さらに、株主総会での承認を導入の条件としていること、有効期間を3年と定めた上、有効期間内でも株主総会または取締役会の決議により廃止できるとされていること、取締役の任期を1年とすることなどにより、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっています。

本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	61,470	流動負債	26,277
現金及び預金	8,701	支払手形及び買掛金	16,028
受取手形及び売掛金	32,271	短期借入金	2,372
有価証券	2,500	未払金	1,355
商品及び製品	11,161	リース債務	46
仕掛品	587	未払法人税等	1,184
原材料及び貯蔵品	2,393	未払費用	1,835
繰延税金資産	3,179	賞与引当金	2,216
その他	857	その他	1,239
貸倒引当金	△181	固定負債	631
固定資産	19,008	長期借入金	19
有形固定資産	10,301	長期未払金	202
建物及び構築物	3,730	リース債務	89
機械装置及び運搬具	1,016	繰延税金負債	278
工具器具及び備品	2,539	その他	42
土地	2,680	負債合計	26,909
リース資産	140		
建設仮勘定	194	(純資産の部)	
無形固定資産	3,032	株主資本	53,987
ソフトウェア	2,007	資本金	7,544
のれん	872	資本剰余金	10,487
その他	152	利益剰余金	37,972
投資その他の資産	5,674	自己株式	△2,016
投資有価証券	2,874	評価・換算差額等	△428
繰延税金資産	618	その他有価証券評価差額金	66
前払年金費用	997	為替換算調整勘定	△494
その他	1,421	少数株主持分	10
貸倒引当金	△238	純資産合計	53,569
資産合計	80,479	負債及び純資産合計	80,479

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	109,123
売上原価	55,156
売上総利益	53,967
販売費及び一般管理費	45,861
営業利益	8,106
営業外収益	404
受取利息及び配当金	132
その他の	272
営業外費用	870
支払利息	63
持分法による投資損失	43
為替差損	461
その他の	301
経常利益	7,640
特別利益	116
貸倒引当金戻入額	116
特別損失	62
固定資産売却損	29
投資有価証券評価損	29
その他の	4
税金等調整前当期純利益	7,693
法人税、住民税及び事業税	2,950
法人税等調整額	100
少数株主利益	32
当期純利益	4,610

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	7,544	10,485	34,932	△2,012	50,950
連結会計年度中の変動額					
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			98		98
剰 余 金 の 配 当			△1,669		△1,669
当 期 純 利 益			4,610		4,610
自 己 株 式 の 取 得				△6	△6
自 己 株 式 の 処 分		1		2	4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	1	3,040	△4	3,037
平成21年3月31日残高	7,544	10,487	37,972	△2,016	53,987

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	494	△26	468	395	51,814
連結会計年度中の変動額					
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減					98
剰 余 金 の 配 当					△1,669
当 期 純 利 益					4,610
自 己 株 式 の 取 得					△6
自 己 株 式 の 処 分					4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△428	△468	△897	△384	△1,282
連結会計年度中の変動額合計	△428	△468	△897	△384	1,755
平成21年3月31日残高	66	△494	△428	10	53,569

連結注記表

連結計算書類作成の基礎となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 …………… 29社

主要な連結子会社

日本光電東京(株)

日本光電関西(株)

日本光電富岡(株)

日本光電アメリカ(株)

日本光電ヨーロッパ(有) 他24社

なお、連結子会社は(株)日本バイオテスト研究所、日本光電貿易(上海)(有)、スパン日本光電ダイアグノステイクス(株)、ニューロトロンクス(株)の4社が増加しています。

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 …………… 1社

(国内) (株)コンコルド電子工業

持分法非適用関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、上海光電医用電子儀器(有)、メディネット光電医療軟件上海(有)および日本光電貿易(上海)(有)の決算日は12月31日ですが、連結決算日(3月31日)との差異が3ヵ月を超えていないため、連結に際しては、当該決算日の計算書類を使用し、かつ連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしています。

4. 会計処理に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、評価方法は主として次の方法によっています。

製品・商品・半製品：総平均法

仕掛品：個別法

原材料・貯蔵品：最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産：当社および国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降（リース資産を除く）に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

- ② 無形固定資産：定額法を採用しています。ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）（リース資産を除く）による定額法を採用しています。

- ③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとして算定する方法（定額法）によっています。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(4) 重要な引当金の計上の方法

- ① 貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

- ② 賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

- ③ 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしています。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象：外貨建予定取引

③ ヘッジ方針：外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとして

④ ヘッジの有効性評価の方法

：ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジの手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一なので、有効性判定を省略しています。

(7) 連結子会社の資産および負債の評価方法

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(8) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却費については、効果の発現する見積期間を償却年数とし、定額法により均等償却しています。ただし、金額が僅少のものは、発生時に全額償却しています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

5. 会計処理の変更

(棚卸資産の評価方法)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しています。

なお、この変更による損益への影響は軽微です。

(リース取引に関する会計処理)

当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しています。

この変更による損益への影響は軽微です。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結上必要な修正を行っています。

なお、この変更による損益への影響は軽微です。

6. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しています。

7. 追加情報

(有形固定資産)

当社および国内連結子会社の機械装置については、法人税法の改正による法定耐用年数の変更に伴い、当連結会計年度より耐用年数を変更しています。

なお、この変更による損益への影響は軽微です。

8. 注記事項

(連結貸借対照表)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は、18,844百万円です。

(連結損益計算書)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(連結株主資本等変動計算書)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数は、次のとおりです。
普通株式 45,765,490株
- (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	878	20.0	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	790	18.0	平成20年9月30日	平成20年12月3日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	834	19.0	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(1 株当たり情報)

- (1) 1株当たり純資産は、1,219円06銭です。
- (2) 1株当たり当期純利益は、104円94銭です。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,245	流動負債	20,781
現金及び預金	2,997	買掛金	14,711
受取手形	264	短期借入金	512
売掛金	23,659	未払金	927
有価証券	2,500	未払法人税等	635
商品及び製品	5,743	未払費用	1,048
仕掛品	89	前受金	69
材料及び貯蔵品	232	預り金	1,955
関係会社短期貸付金	5,667	賞与引当金	921
繰延税金資産	1,268	その他	0
未収入金	7,547	固定負債	209
その他の金	2,284	長期借入金	7
貸倒引当金	△7	長期未払金	202
固定資産	17,598	負債合計	20,991
有形固定資産	6,382	(純資産の部)	
建物	2,208	株主資本	48,788
構築物	34	資本金	7,544
機械及び装置	162	資本剰余金	10,487
車両運搬具	13	資本準備金	10,482
工具器具及び備品	1,639	その他資本剰余金	5
土地	2,138	利益剰余金	32,772
建設仮勘定	187	利益準備金	1,149
無形固定資産	1,836	その他利益剰余金	31,623
特許権	0	別途積立金	27,460
ソフトウェア	1,737	繰越利益剰余金	4,163
電話加入権・施設利用権	18	自己株式	△2,016
その他	80	評価・換算差額等	63
投資その他の資産	9,379	その他有価証券評価差額金	63
投資有価証券	2,836		
関係会社株式	2,732		
関係会社出資金	2,401		
長期貸付金	14		
繰延税金資産	536		
その他の金	1,164		
貸倒引当金	△307	純資産合計	48,852
資産合計	69,843	負債及び純資産合計	69,843

損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	69,328
売上原価	40,359
売上総利益	28,968
販売費及び一般管理費	23,699
営業利益	5,268
営業外収益	855
受取利息及び配当金	510
その他の	345
営業外費用	526
支払利息	21
為替差損	396
その他の	108
経常利益	5,596
特別利益	200
貸倒引当金戻入額	200
特別損失	119
固定資産除売却損	26
投資有価証券評価損	29
関係会社株式等評価損	59
その他の	4
税引前当期純利益	5,677
法人税、住民税及び事業税	2,109
法人税等調整額	△181
当期純利益	3,749

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 別途 積立金	利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成20年3月31日残高	7,544	10,482	3	10,485	1,149	23,960	5,583	30,693	△2,012	46,711
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,669	△1,669		△1,669
当期純利益							3,749	3,749		3,749
自己株式の取得									△6	△6
自己株式の処分			1	1					2	4
別途積立金の積立						3,500	△3,500	—		—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	1	1	—	3,500	△1,420	2,079	△4	2,077
平成21年3月31日残高	7,544	10,482	5	10,487	1,149	27,460	4,163	32,772	△2,016	48,788

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成20年3月31日残高	491	491	47,202
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,669
当期純利益			3,749
自己株式の取得			△6
自己株式の処分			4
別途積立金の積立			—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△427	△427	△427
事業年度中の変動額合計	△427	△427	1,649
平成21年3月31日残高	63	63	48,852

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時価のないもの……移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ(為替予約取引)は、時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)、評価方法は下記のとおりです。

製品・商品・半製品……………総平均法

仕掛品……………個別法

原材料・貯蔵品……………最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、ソフトウェアについては利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法(定額法)によっています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしています。

なお、当期末における年金資産が退職給付債務を上回るため、前払年金費用（503百万円）を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しています。

(6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりです。

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

：ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジ手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一なので、有効性判定を省略しています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 会計処理の変更

(棚卸資産の評価方法)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しています。なお、この変更による損益への影響は軽微です。

(リース取引に関する会計処理)

当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しています。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 追加情報

(有形固定資産)

当社の機械装置については、法人税法の改正による法定耐用年数の変更に伴い、当事業年度より耐用年数を変更しています。

なお、この変更による損益への影響は軽微です。

4. 注記事項

(貸借対照表関係)

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は、次のとおりです。

短期金銭債権 36,873百万円

短期金銭債務 7,307百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額は、13,032百万円です。

(4) 関係会社および従業員の金融機関等からの借入に対する債務保証残高は、218百万円です。

(損益計算書関係)

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 関係会社との取引高は、次のとおりです。

営業取引

売上高 56,169百万円

仕入高 21,877百万円

販売費及び一般管理費 1,390百万円

営業取引以外の取引高 678百万円

(株主資本等変動計算書関係)

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の総数は、次のとおりです。

普通株式 1,830,850株

(税効果会計)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	320百万円
賞与引当金繰入超過額	375百万円
貸倒引当金繰入超過額	99百万円
関係会社株式等評価損	434百万円
減価償却資産償却超過額	954百万円
その他	640百万円
繰延税金資産 小計	2,824百万円
評価性引当額	△779百万円
繰延税金資産 合計	2,044百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	43百万円
前払年金費用	196百万円
繰延税金負債 合計	240百万円
繰延税金資産の純額	1,804百万円

(リースにより使用する固定資産)

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

工具器具及び備品	
取得価額相当額	23百万円
減価償却累計額相当額	21百万円
期末残高相当額	2百万円

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	2百万円
1年超	1百万円
合計	2百万円

③ 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	5百万円
減価償却費相当額	5百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	14百万円
1年超	1百万円
合計	14百万円

(関連当事者との取引)

子会社

会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		役員の 兼任等	事業上の関係				
日本光電東北(株)	100	1名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1)	2,609	売掛金	1,054
日本光電東関東(株)	100	1名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1)	3,525	売掛金	1,319
日本光電北関東(株)	100	1名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1)	4,069	売掛金	1,496
日本光電東京(株)	100	2名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1) 運用預り金 (*2)	8,413 △254	売掛金 預り金	3,054 896
日本光電南関東(株)	100	1名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1)	4,585	売掛金	1,889
日本光電中部(株)	100	1名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1) 資金の貸付 (*5)	5,370 —	売掛金 関係会社 短期貸付金	2,516 700
日本光電関西(株)	100	1名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1)	7,903	売掛金	3,205
日本光電中四国(株)	100	1名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1) 資金の貸付 (*5)	4,484 340	売掛金 関係会社 短期貸付金	2,031 840
日本光電九州(株)	100	1名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1)	5,573	売掛金	2,180
日本光電富岡(株)	100	1名	当社医用電子 機器および変 成器製造	当社販売用製品の 仕入(*3) 材料仕入の立替 (*4) 資金の貸付 (*5)	19,193 16,079 700	買掛金 未収入金 関係会社 短期貸付金	5,037 6,616 900
日本光電アメリカ(株)	100	1名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1) 資金の貸付 (*5)	2,412 182	売掛金 関係会社 短期貸付金	693 882
日本光電ヨーロッパ(有)	100	—	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 (*1)	3,509	売掛金	1,524

(注) 取引金額には消費税等が含まれていません。期末残高のうち、預り金には消費税等が含まれていません。その他の期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

- * 1 当社製品の販売価格は、市場価格を勘案し、決定しています。
- * 2 運用預り金は、グループ内の資金貸借制度を制定し、実施しています。
- * 3 当社販売用製品の仕入価格は、製造会社の製造原価をもとに、決定しています。
- * 4 材料仕入の立替は、同社の製造用材料の購入を立て替えたものです。
- * 5 資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しています。

(1 株当たり情報)

- (1) 1株当たり純資産は、1,111円94銭です。
- (2) 1株当たり当期純利益は、85円33銭です。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月14日

日本光電工業株式会社
取締役会御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 石戸喜二 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本光電工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年5月14日

日本光電工業株式会社
取締役会御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 石戸喜二 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適性に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

平成21年5月19日

日本光電工業株式会社 監査役会

常勤監査役 齊 藤 久 ⑩

常勤監査役 松 島 武 志 ⑩

社外監査役 青 木 邦 泰 ⑩

社外監査役 加 藤 修 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益の配分につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを当社の基本方針としています。

本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金19円 総額834,758,160円

注) 中間配当(1株につき金18円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金37円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第7条、第9条第2項、第12条第3項）ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第10条、第12条第3項）
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更部分は下線_____で示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (4) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (4) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>第13条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>第12条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	荻野和郎 (昭和16年1月4日)	昭和41年4月 日本電信電話公社入社 昭和56年7月 同社東海電気通信局施設部長 昭和59年2月 同社技術局画像通信部門担当調査役 昭和60年3月 同社退職 昭和60年4月 当社入社、顧問 昭和60年8月 当社心電図事業部長 昭和60年10月 当社取締役 昭和61年10月 当社常務取締役 昭和63年6月 当社専務取締役 平成元年6月 当社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成20年6月 当社代表取締役 会長執行役員（現任）	149,430株
2	鈴木文雄 (昭和23年11月3日)	昭和48年4月 当社入社 平成6年4月 日本光電アメリカ㈱取締役社長 平成10年4月 当社経営企画室長 平成11年4月 当社人事部長 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社システム事業本部長 平成18年4月 当社医療機器技術センタ所長 平成19年4月 当社総務人事部長 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）	16,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
3	原 澤 栄 志 (昭和21年10月1日)	昭和44年4月 当社入社 平成11年4月 当社事業本部副本部長 平成11年10月 当社医療情報技術事業部長 平成13年4月 当社市場戦略室長 平成14年4月 当社システム事業本部長 平成14年6月 当社取締役（現任） 平成17年4月 当社品質管理本部長 平成18年4月 当社生体情報技術センタ所長 平成19年4月 メディネット光電医療軟件上海(有)董事長（現任） 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社専務執行役員（現任）	8,400株
4	白 田 憲 司 (昭和26年7月25日)	昭和50年4月 (株)埼玉銀行入行 平成14年3月 (株)あさひ銀行執行役員 平成15年6月 (株)埼玉りそな銀行取締役兼執行役員 平成16年3月 同行取締役兼執行役員退任 平成16年5月 当社入社 平成16年10月 当社内部監査役 平成17年4月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役（現任） 平成18年4月 当社管理統括部長 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社専務執行役員（現任）	7,300株
5	上平田 利 文 (昭和22年7月6日)	昭和41年4月 当社入社 平成10年4月 日本光電UK(株)社長 平成11年1月 日本光電ヨーロッパ(有)社長 平成13年4月 日本光電イタリア(有)社長 平成15年4月 日本光電イベリア(有)社長 平成15年6月 当社海外事業本部長（現任） 平成15年6月 当社取締役（現任） 平成19年6月 当社上席執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員（現任）	26,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
6	伊 澤 敏 次 (昭和24年12月4日)	昭和48年4月 当社入社 平成9年4月 当社医療機器事業部第一技術部長 平成12年4月 当社用品事業部長 平成14年4月 上海光電医用電子儀器(有)社長 平成19年4月 当社医療機器技術センター所長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年4月 日本光電富岡(株)代表取締役社長(現任) 平成20年6月 当社取締役 上席執行役員(現任) 平成20年12月 上海光電医用電子儀器(有)董事長(現任)	5,000株
7	塚 原 義 人 (昭和27年12月25日)	昭和55年7月 当社入社 平成6年4月 日本光電メビコ東海(株)代表取締役専務 平成11年4月 日本光電北関東(株)代表取締役社長 平成14年4月 日本光電メビコ東(株)代表取締役社長 平成15年4月 日本光電東京(株)代表取締役社長(現任) 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 上席執行役員(現任)	1,900株
8	田 村 隆 司 (昭和34年3月22日)	昭和58年4月 当社入社 平成15年4月 日本光電関西(株)代表取締役社長 平成19年4月 当社営業本部長(現任) 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 上席執行役員(現任)	2,100株
9	黛 利 信 (昭和24年11月21日)	昭和43年3月 (株)光電工業富岡製作所(現日本光電富岡(株))入社 平成11年4月 日本光電富岡(株)品質保証部長 平成20年4月 当社品質管理統括部長(現任) 平成20年6月 当社執行役員(現任)	6,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役齊藤 久、青木邦泰の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	赤羽 武 (昭和22年10月31日)	昭和46年4月 当社入社 平成7年4月 当社海外事業部海外業務部長 平成9年4月 日本光電富岡(株)計数管理部長 平成11年4月 同社総務部長 平成13年4月 当社経営企画室長 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 当社上席執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員(現任)	13,700株
2	青木邦泰 (昭和17年7月23日)	昭和41年4月 (株)埼玉銀行入行 平成9年6月 (株)あさひ銀行常務取締役 平成10年6月 あさひ銀保証(株)専務取締役 平成12年6月 あさひカード(株)代表取締役副社長 平成13年12月 同社代表取締役社長 平成14年6月 当社監査役(現任) 平成15年6月 あさひカード(株)代表取締役社長退任	2,000株

- (注) 1. 青木邦泰氏は、社外監査役の候補者です。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 青木邦泰氏につきましては、金融機関における長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査役就任年数は本総会の終結の時をもって7年となります。
 4. 当社は青木邦泰氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

1号館 4階ホール

電話 (03) 5996-8000 (代表)

交通

都営大江戸線：落合南長崎駅下車 A1出口 徒歩約8分

西武新宿線：新井薬師前駅下車 南口 徒歩約15分

(駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場は)
ご遠慮くださいますようお願いいたします。